

# 短期入所生活介護重要事項説明書

(令和 年 月 日現在)

## 1 当施設が提供するサービスの相談窓口

(1) 電 話：043-208-3850（午前8時30分～午後5時15分まで）

(2) 担当者：穂葉 紗央莉

※ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

## 2 ショートステイ都苑の概要

### (1) 提供できるサービスの概要

|             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 事業所名        | ショートステイ都苑（特別養護老人ホーム都苑に併設） |
| 所在地         | 千葉市中央区川戸町2番地              |
| 介護保険指定事業者番号 | 短期入所生活介護（千葉県 1270100116）  |

### (2) 職員体制

| 職 名     | 資 格                                  | 常 勤 | 非常勤 | 業 務 内 容                   | 職員計             |
|---------|--------------------------------------|-----|-----|---------------------------|-----------------|
| 管 理 者   |                                      | 1   |     | 管理・指導                     | 1名              |
| 生活相談員   | 社会福祉主事                               | 1   |     | ケアプラン作成、フォローアップ<br>日課全般指導 | 1名              |
| 機能訓練指導員 | 看 護 師                                | 1   |     | 機能訓練指導                    | 1名<br>(看護職員が兼務) |
| 看護職員    | 看 護 師                                | 1   |     | 健康チェック                    | 1名              |
| 介護職員    | 介護福祉士                                | 5   |     | 介護全般                      | 7名              |
|         | 介護職員初任者研修<br>(旧ホームヘルパー)<br>認知症介護基礎研修 | 2   |     |                           |                 |
| 用務員     | その他                                  |     | 3   | 介護・洗濯等                    | 3名              |

注：（ ）内数字は男性再掲

### (3) 設備の概要

|     |                         |       |     |
|-----|-------------------------|-------|-----|
| 定 員 | 20名                     | 医 務 室 | 1 室 |
| 居 室 | 4人部屋、1室33m <sup>2</sup> | 食 堂   | 1 室 |
| 浴 室 | 一般浴室、特殊浴槽               | 機能訓練室 | 1 室 |
| 静養室 | 1室、2床                   | 談 話 室 | 1 室 |

### 3 サービス内容

短期入所生活介護に基づく次に掲げるもの

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護
- (2) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理
- (5) 相談及び助言
- (6) 送迎
- (7) その他のサービスの提供（レクリエーション、行事等）

### 4 利用料 お支払い頂く料金は、次のとおりです。

#### (1) 基本料金

#### ① 利用料（介護保険負担割合証による負担）

|       | 1日当たりの利用料 |        | 介護保険適用時の<br>自己負担額（1割） | 介護保険適用時の<br>自己負担額（2割） | 介護保険適用時の<br>自己負担額（3割） | 備 考                         |
|-------|-----------|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------------|
|       | 単位数       | 利 用 料  |                       |                       |                       |                             |
| 要介護度1 | 603       | 6,530円 | 653円                  | 1,308円                | 1,959円                | 千葉市は3級地であり、1単位は10.83円となります。 |
| 要介護度2 | 672       | 7,277円 | 728円                  | 1,456円                | 2,184円                |                             |
| 要介護度3 | 745       | 8,068円 | 807円                  | 1,614円                | 2,421円                |                             |
| 要介護度4 | 815       | 8,826円 | 883円                  | 1,766円                | 2,648円                |                             |
| 要介護度5 | 884       | 9,573円 | 958円                  | 1,915円                | 2,872円                |                             |

※ 注1： 介護保険適用の場合でも保険料の滞納等によって保険給付金が都苑に支払われない場合は、一旦利用者から1日当たりの利用料金を頂きます。この際、「サービス提供証明書」を発行しますので、後日これを千葉市の窓口へ提出頂ければ、差額の払い戻しを受けることができます。

注2： 償還払いの場合は、一旦利用者が介護報酬全額を支払い、その後領収書を添付して市区町村に請求すると、負担割合に応じた還付が得られます。

#### ② 加算料金（介護保険負担割合証による負担）

| 加 算 区 分 |               | 単位数 | 加算料金 | 自己負担額<br>（1割負担） | 自己負担額<br>（2割負担） | 自己負担額<br>（3割負担） |
|---------|---------------|-----|------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1       | サービス提供体制加算（Ⅰ） | 22  | 238円 | 24円             | 48円             | 72円             |
| 2       | サービス提供体制加算（Ⅱ） | 18  | 194円 | 20円             | 39円             | 59円             |
| 3       | サービス提供体制加算（Ⅲ） | 6   | 64円  | 7円              | 13円             | 20円             |
| 4       | 機能訓練体制加算      | 12  | 129円 | 13円             | 26円             | 39円             |
| 5       | 個別機能訓練加算      | 56  | 606円 | 61円             | 122円            | 182円            |

|    |                  |     |        |      |      |      |
|----|------------------|-----|--------|------|------|------|
| 6  | 生活機能連携向上加算（Ⅰ）    | 100 | 1,083円 | 108円 | 217円 | 325円 |
| 7  | 生活機能連携向上加算（Ⅱ）    | 200 | 2,166円 | 217円 | 434円 | 650円 |
| 8  | 看護体制加算（Ⅰ）        | 4   | 43円    | 5円   | 9円   | 13円  |
| 9  | 看護体制加算（Ⅱ）        | 8   | 86円    | 9円   | 18円  | 26円  |
| 10 | 看護体制加算（Ⅲ）イ       | 12  | 129円   | 13円  | 26円  | 39円  |
| 11 | 看護体制加算（Ⅳ）イ       | 23  | 249円   | 25円  | 50円  | 75円  |
| 12 | 送迎加算（千葉市内、片道）    | 184 | 1,992円 | 200円 | 399円 | 598円 |
| 13 | 緊急短期入所受入加算       | 90  | 974円   | 98円  | 195円 | 293円 |
| 14 | 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 200 | 2,166円 | 217円 | 434円 | 650円 |
| 15 | 若年性認知症受入加算       | 120 | 1,299円 | 130円 | 260円 | 390円 |
| 16 | 夜勤職員配置加算（Ⅰ）      | 13  | 140円   | 14円  | 28円  | 42円  |
| 17 | 夜勤職員配置加算（Ⅲ）      | 16  | 162円   | 17円  | 33円  | 49円  |
| 18 | 医療連携強化加算         | 58  | 628円   | 63円  | 126円 | 189円 |
| 19 | 療養食加算            | 8   | 86円    | 9円   | 18円  | 26円  |
| 20 | 認知症専門ケア加算（Ⅰ）     | 3   | 32円    | 4円   | 7円   | 10円  |
| 21 | 認知症専門ケア加算（Ⅱ）     | 4   | 43円    | 5円   | 8円   | 13円  |
| 22 | 口腔連携強化加算         | 50  | 541円   | 55円  | 109円 | 163円 |
| 23 | 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）   | 100 | 1,083円 | 109円 | 217円 | 325円 |
| 24 | 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）   | 10  | 108円   | 11円  | 22円  | 33円  |

※千葉市外の送迎については、ご相談ください。

### ③ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

総単位数に17.6%を乗じて端数を四捨五入した額に、さらに10.83を乗じて端数を切り捨てた額から介護保険負担割合証による負担割合を乗じて端数を切り上げた額。

④ 30日超過減算について、保険内のみ減算対象と致します。自費日は、対象外となります。

### (2) その他自己負担となるもの

#### ① 食費

- ・ 1食分当り600円となります。
- ・ 低所得者の方には、介護保険課で発行される「介護保険負担限度額認定証」をご提示頂ければ、次のとおり食費の軽減サービスがご利用になります。

## ② 居住費（滞在費）

1日当たり915円、ただし介護保険負担限度額認定の第1段階の方は無料となります

|                     |       | 1日当たりの食費 | 入退所日の食費 | 1日当たりの滞在費 | 入退所日の滞在費 |
|---------------------|-------|----------|---------|-----------|----------|
| 介護保険<br>負担限度<br>額認定 | 第1段階  | 300円     | 300円    | 0円        | 0円       |
|                     | 第2段階  | 600円     | 600円    | 430円      | 430円     |
|                     | 第3段階① | 1,030円   | 1,030円  | 430円      | 430円     |
|                     | 第3段階② | 1,360円   | 1,360円  | 530円      | 530円     |

## ③ その他

特別食の利用や行事等に参加される場合は別途料金がかかります。

## 5 入所後の中止・終了

(1) 以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し退所して頂く場合があります。

- ① 利用者が中途退所を希望した場合
- ② 利用者の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合
- ④ 他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

(2) 上記の場合で必要な場合は、ご家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医師又は歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

(3) 短期入所生活介護の中止

お客様のご都合でサービスを中止する場合は、利用前日の午後5時までにご連絡下さい

## 6 支払方法

利用月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに通知しますので、通知を受けた月の25日までに、銀行振込もしくは口座引落しの方法でお支払いください。お支払頂きますと利用者に対して領収証を発行します。

## 7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。

※電話番号 043(208)3850 担当者に取り次ぎます。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は6ヶ月前からできます。

契約書には印鑑が必要となります。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効になります。

② 自動終了

ア お客様が介護保険施設に入所した場合

イ お客様がお亡くなりになった場合

ウ 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が要支援及び非該当（自立）と認定された場合

※要支援の場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

エ お客様がサービス料金の支払を支払い予定日より1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、5日以内に支払われない場合、お客様やご家族等が当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は1ヶ月前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させて頂くことができます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

## 8 当施設のサービスの特徴等

(1) 介護にあたり、人間尊重を基本理念として次の各号により健全な事業の運営をめざします。

- ① 居宅要介護者等の主体性を尊重するサービスを提供します。
- ② 心身機能の維持および自立性の拡大を図ります。
- ③ ご家族の身体的・精神的負担の軽減に努めます。
- ④ 他職種との連携を重視して目的を達成します。
- ⑤ 特別養護老人ホーム都苑との有機的な連携を図りつつ業務を行います。

※ 契約前の事前説明については、疑義がないように詳らかに説明します。

(2) サービス利用のために

| 事 項          | 有 無 | 備 考                                                                                                                             |
|--------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 男性介護職員の有無    | ○   |                                                                                                                                 |
| 従業員への研修の実施   | ○   | 年1～2回研究大会等に参加させている。                                                                                                             |
| サービスマニュアルの作成 | ○   | 職員研修マニュアル（介護編）<br>職員研修マニュアル（緊急時の対応）<br>職員研修マニュアル（マナー編）<br>職員研修マニュアル（特養勤務の参考編）<br>職員研修マニュアル（感染予防対策編）<br>職員研修マニュアル（身体拘束・高齢者虐待防止編） |
| 身体的拘束        | ×   | 生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き行いません。                                                                                               |
| 変更・追加の申込方法   | ○   | いつでも従業員に申し付けください。                                                                                                               |

(3) 施設利用にあたっての留意事項

① 面会 曜日：月曜日・水曜日・木曜日・日曜日

時間：13：30～14：00 / 14：15～14：45 / 15：00～15：30

2日前までに上記の時間でご予約をお取りください。 【予約 TEL：070-2495-2890】

※ただし、風邪・インフルエンザ等身体不調時の面会をご遠慮ください。

② 外出・外泊

日中の外出は外出届けを要します。外泊は、規約上できません。退所となります。

③ 飲酒・喫煙

飲酒・喫煙についてはご遠慮ください。お持込も禁止しております。

④ 設備・器具の利用

機能訓練器具、玩具、クラブ、お茶・自動販売機等利用時には介護職員にお申し付けください。

⑤ 金銭・貴重品の管理

多額な金銭や貴重品はお預かりできません。紛失した際にトラブルのもとになりますので、極力ご遠慮下さい。

⑥ 所持品の持ち込み

入所時所持品については紛失予防の為、チェックいたします。お持ち物には必ずお名前を明記してください。衣類については季節にあったものをご準備ください。また、危険物（ライター、はさみ、爪切り、和裁針等）の持込を禁止しております。

⑦ 施設外での受診

苑内生活の中での急な病変や風邪等による受診はご家族による通院または入院措置をとっていただきます。

⑧ 宗教活動

他の利用者の迷惑になる苑内での読経、火を使う活動、布教行為等のご遠慮ください。

⑨ ペット

利用者のペット（動植物）の持ち込みはできません。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

【緊急連絡先】

|           |  |  |
|-----------|--|--|
| 氏 名       |  |  |
| 住 所       |  |  |
| 電 話 番 号   |  |  |
| 続 柄       |  |  |
| かかりつけの病院等 |  |  |
| 主治医師名     |  |  |
| 住 所       |  |  |
| 電 話 番 号   |  |  |

## 1 0 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、ご家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

## 1 1 非常災害対策

### (1) 災害時の対応

当時の状況により、避難誘導により隣接の駐車場へ退避して頂きます。

### (2) 防災設備

消火栓、消火器、スプリンクラー等

### (3) 消防訓練

年3回以上避難誘導を主とした消防訓練を実施します。

### (4) 防火管理者

現場：現場所在介護職員等 施設全般： 伊倉 茂昭

## 1 2 サービス内容に関する苦情

### (1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当： ショートステイ都苑 電話 043-208-3850

### (2) その他

当施設以外に、千葉市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

担当： 千葉市役所 介護保険事業課 電話 043-245-5256

## 1 3 虐待防止について

事業者は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

### (1) 虐待防止に関する担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者： 稲葉 紗央莉（ショートステイ生活相談員）

### (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っていきます。

### (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

### (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施していきます。

### (5) サービス提供中に、当該事業所又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）に虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 1 4 当苑の概要

### (1) 名称・法人種別

社会福祉法人清峯会 都苑

### (2) 代表者役職・氏名

理事長 伊倉 茂昭

### (3) 所在地・電話番号

千葉市中央区川戸町2番地 ・ 電話043（208）3850

(4) 定款の目的に定めた事業

- ① 特別養護老人ホーム都苑（指定介護老人福祉施設）
- ② 軽費老人ホームケアハウス都苑
- ③ デイサービスセンター都苑（地域密着型通所介護事業所及び通所介護相当サービス事業所）
- ④ ショートステイ都苑（指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所）

(5) 施設・拠点

上記各1ヶ所

15 その他

————— 契約をする場合は以下（次頁）の確認をすること —————

短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

契約締結日：令和      年      月      日

事 業 者

【事業所名】 ショートステイ都苑      指定事業所番号：1270100116

指定都道府県名：千葉県

【住 所】 千葉市中央区川戸町2番地

【代 表 者】 社会福祉法人清峯会      理事長      伊 倉      茂 昭      印

【説 明 者】 所属 ショートステイ都苑      穂 葉      紗 央 莉      印

私は、契約書および本書面により、都苑から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。また適切なサービスの提供を受けるために、サービス提供者等の関係者によるサービス担当者会議等において個人情報を提供する事に同意します。

利 用 者

【住 所】

【氏 名】      印

(署 名 代 行 者)

【氏 名】      印

代行理由：\_\_\_\_\_

(身 元 引 受 人)

【住 所】

【氏 名】      印